

「医師の働き方改革の普及啓発に係る新聞広告制作業務」委託に係る  
公募型プロポーザル仕様書

1. 委託名

医師の働き方改革の普及啓発に係る新聞広告制作業務

2. 業務の背景と目的

令和6年4月より、医師の働き方改革に関する新制度が施行される。

医師の働き方改革の推進に当たっては、各医療機関における勤務環境改善の取組が重要であることは論を俟たないが、同様に、医療機関を受診する患者に対しても、このような取組に理解を求めるための啓発活動が必要となる。

本制度を県民に広く周知するため、新聞広告の掲載を行う。

については、公募型プロポーザル方式により、本業務に意欲のある事業者を募集する。

3. 適用範囲

本仕様書は、佐賀県が実施する「医師の働き方改革の普及啓発に係る新聞広告制作業務」の委託（以下「業務」という。）に関し必要な事項を定める。

4. 業務内容

（1）制作物

- ①制作するデザインは新聞広告1種類とする。
- ②サイズは7段（縦23.7cm×横37.9cm）、色はカラーとする。
- ③佐賀新聞に掲載するため、同社の広告作成上のルールを順守すること。
- ④デザインは、県民の興味・関心を引き、医師の働き方改革に対する意識を向上させるものであること。
- ⑤佐賀県のロゴの使用を必須とする。なお、ロゴの電子データ（イラストレーター）は、参加表明のあった者にメールで送付する。
- ⑥県が指定するキャッチコピーを盛り込むものとする。  
また、その他の事項についても、県との打ち合わせを踏まえた上で内容を決定するものとする。

（2）納品物

新聞広告データ（PDF及び佐賀新聞社が指定する形式）

※令和6年3月中に、佐賀新聞本紙に2回掲載する。

(4) その他

- ・見積金額は納品に係る一切の諸経費を含むこと。
- ・決定後は下記担当と打合せのうえ納品すること。

佐賀県 健康福祉部 医務課 医療人材政策室 担当：小池

TEL：0952-25-7358 FAX：0952-25-7267

メール：imu@pref.saga.lg.jp

5. 委託期間

契約締結日～令和6年3月31日（予定）

6. 業務委託の予算額

合計で300千円（消費税含む）を上限とする。

ただし、委託業務の実施に必要な経費（デザイン費、イラスト等作成費、写真撮影費、著作権の譲渡（使用許諾）に係る対応等）をすべて含むものとする。

7. その他

- (1) 本業務の再委託を禁止する。ただし、佐賀県の承認を得た場合を除く。
- (2) 業務の遂行にあたっては、手法や内容について佐賀県と十分に協議し進めること。
- (3) 佐賀県は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (4) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに佐賀県と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- (5) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならないものとする。